

令和5年度宇陀市企業誘致促進業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和5年度宇陀市企業誘致促進業務の委託事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり必要な事項を定める。

2 業務の概要

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 令和5年度宇陀市企業誘致促進業務 |
| 業 務 内 容 | 令和5年度宇陀市企業誘致促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。 |
| 履 行 期 限 | 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで |
| 見積限度額 | 3,190,000円（消費税及び地方消費税含む） |

3 参加要件

（1）実績

本プロポーザルの参加は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 法人格を有していること。
- ② 地方自治体との業務の実績を有すること。
（地方自治体との業務契約書の写しを提出すること）
- ③ 企業誘致促進業務又はこれに類する業務の受託実績を有すること。
（地方自治体との業務契約書の写しを提出すること）
- ④ 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。また暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑦ 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものでないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- ⑩ 本業務を一括再委託しないものであること。
- ⑪ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 質問事項の受付

(1) 提出方法

指定期限までに質問書（様式4）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより商工産業課へ提出すること。（※メールアドレスは「11. 問い合わせ先（提案書等提出先）」を参照）

また、電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問については一切受け付けないものとする。

【電子メール送信後は、確認のため送信した旨を連絡すること。】

(2) 提出期間

令和5年5月29日（月）～令和5年6月7日（水）午後5時必着

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月13日（火）（予定）に市ホームページにて掲載するものとする。また、ホームページでの閲覧等がし難い場合は商工産業課まで連絡すること。

なお、質問のあった業者名は公表しない。

5 参加申込方法

参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 同種又は類似業務の実績（様式2）
- ③ 法人（会社）概要【任意様式】※パンフレット等あれば併せて提出すること。
- ④ 誓約書（様式3）

(2) 提出期限

令和5年6月15日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）でも受け付けるものとするが、郵送の場合、提出期限内に必着した者を対象とする。

(4) 提出先

「11. 問い合わせ先（提案書等提出先）」まで

6 企画提案等の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規定

- ① A4版縦とし、横書き、左綴じを標準とする。項数は8ページ以内で簡潔にまとめること。

（A3版による折込項の挿入は可とする。白黒・カラーどちらでも可。ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。）

- ② 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を記入すること。

(2) 企画提案書の構成

以下の内容について、任意様式にて簡潔に記載すること。

- ① 仕様書に記載された各業務の基本的な考え方
- ② 仕様書に記載された各業務における過去の実績（数値実績等）
- ③ 企画提案のポイント
- ④ 業務実施手法
- ⑤ 業務実施体制
- ⑥ 業務スケジュール

(3) 見積書

- ① 見積書は、仕様書の内容をもとにそれぞれ内訳書を添付して提出すること。
- ② 提出する見積金額が予算額を上回る提案者の提案は無効とする。

(4) 提出部数

企画提案書については前項（2）の①～⑥を一縛りとし正本1部、副本6部、見積書については1部とする。

(5) 提出期限

令和5年6月22日（木）午後5時必着

(6) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）でも受け付けるものとするが、郵送の場合、提出期限内に必着した者を対象とする。

(7) 提出先

「11. 問い合わせ先（提案書等提出先）」まで

7 提案の無効

- (1) 提案者が二つ以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対しての談合などの不正行為があったとき。
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積を提出したとき。
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 審査

(1) 審査方法

- ① 下記（3）の審査基準に基づき、審査委員会による審査（リモートで実施予定）を行い、選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングの内容と合わせて総合的に判断し、「優先交渉権者」及び「次点交渉権者」を決定する。
- ② 審査結果については、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

企画提案書の提出を行った事業者は、後日、企画提案書の説明（プレゼンテーション）及び質疑に回答するものとする。

- ① プレゼンテーションについては、Web会議システム（Zoom）を活用し実施予定。審査会場の都合により、事前に接続確認を行うこと。なお、プレゼンテーション及び接続確認の日時は参加表明書提出者に個別に通知を行う。
- ② プレゼンテーションの出席者の人数は4名以内とする。ただし、本業務に携わる者を最低1名含めること。
- ③ 企画提案書の説明は1団体20分、質疑応答を20分程度とする。

(3) 審査基準

① 審査項目

審査は下記の項目により厳正に行うものとする。

| 評価項目 | | 配点 |
|------------|----------------------------|-----|
| 1) 提案の実現性 | ①理解度（業務を理解しているか） | 5 |
| | ②具体性（提案は具体的であるか） | 10 |
| | ③的確性（実施手法は的確であるか） | 10 |
| | ④実現性（提案に実現性があるか） | 10 |
| 2) 提案の説得力 | ①説得力（資料、説明に説得力があるか） | 10 |
| | ②積極性（提案に積極的な姿勢がみられるか） | 5 |
| 3) 業務の工程 | ①計画性（業務の手順は計画的になっているか） | 10 |
| | ②妥当性（工程に無理はないか） | 10 |
| 4) 提案企業の評価 | ①会社規模（十分な規模を持つ事業者であるか） | 5 |
| | ②会社実績（類似業務の実績は十分か） | 10 |
| 5) 実施体制 | ①実施体制（業務を適切に実施できる体制か） | 5 |
| | ②技術力（業務遂行に必要な知識・経験があるか） | 5 |
| | ③妥当性（見積金額は内容に見合う金額であるか） | 10 |
| 6) ヒアリング | ①説明力（技術提案書に対する説明が丁寧且つ具体的か） | 5 |
| | ②適格性（質疑に対する取り組み意欲を感じられるか） | 5 |
| | ③意欲（業務に対する取り組み意欲を感じられるか） | 5 |
| 合計 | | 120 |

② 採点基準

①の各評価事項に対して、次に示すA、B、C、D、Eの5段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

| 評価 | 評点 |
|--------------|----|
| A（たいへん優れている） | 5点 |
| B（優れている） | 4点 |
| C（標準） | 3点 |
| D（やや劣っている） | 2点 |
| E（劣っている） | 1点 |

※但し、項目の配点が10点の場合は、上記評点の2倍を基準とした任意の点数とする。

(4) 優先交渉権者の選定方法

- ① 前項(3)の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。
- ② 最高得点を得た者が複数となった場合は、以下の基準により優先交渉権者を選定するものとする。
 - ア 評価項目「1) 提案の実現性」の小計得点の最高得点を得た者を優先交渉権者とする。
 - イ アの最高得点を得た者が複数となった場合には、「見積額」の低いものを上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- ③ ①、②にかかわらず、総合得点の50%未満の得点の場合は、優先交渉権者として選定しない。

9 その他留意事項

- (1) 参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。自己都合により参加を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。なお、この提出により、今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しない。

10 選定の日程

| 日程 | 項目 |
|--------------------|--------------------|
| 令和5年5月29日(月) | 公告及びホームページ公表 |
| 令和5年6月7日(水)午後5時まで | 質問受付期限 |
| 令和5年6月13日(火) | 質問回答予定日 |
| 令和5年6月15日(木)午後5時まで | 参加表明書提出期限 |
| 令和5年6月22日(木)午後5時まで | 企画提案書等提出期限 |
| 令和5年6月28日(水) | 企画提案(プレゼンテーション予定日) |
| 令和5年7月3日(月) | 採用事業者決定(予定) |
| 令和5年7月3日(月) | 審査結果通知発送(予定) |
| 令和5年7月3日(月) | プロポーザル結果公表(予定) |

※各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

1 1 問い合わせ先（提案書等提出先）

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17-3

宇陀市役所 農林商工部 商工産業課

電 話：0745-82-5874

F A X：0745-82-8211

E-mail：k-yuuchi@city.uda.lg.jp